

札幌市農業経営安定強化（大雪災害復旧支援）事業交付要綱

令和8年（2026年）3月10日
経済観光局長決裁

（趣旨）

第1条 札幌市では、令和8年1月25日に1月統計史上最多となる24時間降雪量54cmが観測され、48時間及び72時間降雪量ともに過去最大となった。また、これに伴い、「札幌市雪害対策本部」が設置された。この記録的な大雪により、市内では12戸14棟の被害が報告されており、農業用ハウスの倒壊による営農継続が困難な事態が発生している。したがって、本事業では農業経営の安定化を目的とし、施設の再建等に対し、緊急支援を行う。

（基本原則）

第2条 市長が、予算の範囲内において交付する補助金については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において「事業実施主体」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき認定された、「認定農業者」及び「認定新規就農者」、札幌市中核農家登録制度実施要綱（平成7年1月24日経済局農務部長決裁）に基づき登録された、「札幌市中核農家（以下「中核農家」という。）」、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された「農業協同組合」をいう。

2 この要綱において「補助金」とは、市長が予算の範囲内において交付する助成金をいう。

3 この要綱において「補助対象者」とは、補助金の交付の対象となる者をいう。

4 この要綱において「法令等」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む）要綱及び本市の規則等をいう。

（補助金の交付対象事業）

第4条 交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助率は別表1に定めるとおりとする。ただし、同一世帯の者は、一の事業実施主体とみなす。

（補助金の交付対象者等）

第5条 補助対象者及び受益地は、市内に在住する者で、市内の農業振興地域の農地、市内施設とする。ただし、法人等にあつては、市内に主たる事務所の所在地を有し、かつ構成員の4分の3以上の者が市内に住所を有するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定のほか、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。

（2）補助事業の実施に関し、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域

の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等の法令に違反していないこと。

（3）市税を滞納していないこと。

（4）重大又は悪質な法令違反をしていないこと。

（5）その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが適当であると市長が認める者。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、別表 1 に定める補助金対象経費及び同表に定める補助率により算定した額（以下「算出額」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、すべての補助対象者にかかる算出額の合計が予算の範囲を超える場合は、予算額を当該算出額の合計で除して得た割合を、各補助対象者の算出額に乗じて得た額を交付額とする。

3 補助金の交付は千円単位とし、第 1 項及び第 2 項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

（事業計画書の提出）

第 7 条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、市長に対し、市長が指定する日までに事業計画書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（事業計画の審査）

第 8 条 市長は、前条の事業計画書を審査し、採択した場合には当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第 9 条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、市長に対し、市長が指定する日までに交付申請書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、市長が定める書類を添付しなければならない。

3 補助対象者は、第 1 項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第 10 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金の交付が、法令等の定めるところに違反しないかどうか、事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りが無いかなどを調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があると認めるときは、補助対象者の同意を得て、補助金の交付の申請に係る事項につき

修正を加えて交付の決定をすることができる。

（補助金の交付条件）

第 11 条 市長は、前条の決定（以下「交付決定」という。）に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項について条件を付することができる。この場合において、必要があるときは、補助事業等の完了後においても条件を付することができるものとする。

- （１）事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- （２）事業を中止又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （４）その他市長が必要と認める事項

（交付決定の通知）

第 12 条 市長は、交付決定をしたときは、当該交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、当該補助対象者に通知するものとする。

２ 市長は、補助金の交付をしないものと決定したときは、速やかにその旨を当該補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第 13 条 補助金の交付の決定について第 11 条第 1 号又は第 2 号に規定する条件を付された補助対象者は、当該各号の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の軽微な変更であって、補助金額の増額を伴わないものとして市長が認める場合については、この限りでない。

２ 前項の事業計画変更承認書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（契約等）

第 14 条 補助対象者は、契約に当たっては、原則として入札又は見積合わせを行うこととする。

２ 補助対象経費の支払いは、原則として口座振替、振込とし、クレジットカード等のポイントが付与される支払いは交付対象外とする。

（実績報告）

第 15 条 補助対象者は、令和 8 年 3 月 27 日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

２ 前項の実績報告書には、その他市長が定める書類を添付しなければならない。

３ 第 9 条第 3 項ただし書きにより補助金の交付の申請をした補助対象者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

４ 第 9 条第 3 項ただし書きにより交付の申請をした補助対象者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）につい

て、速やかに市長に報告（様式第5号）するとともに、市長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、同行の報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により確定した補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額の合計額と交付決定の額又は変更した交付決定の額のいずれか低い額とする。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金の交付決定を受けた者に対し、補助金を交付するものとする。

2 補助金は、その年度内に完了した補助事業について交付する。

（交付決定の取り消し）

第18条 市長は、補助対象者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助対象者が第5条第1項から第2項までのいずれかに該当しなくなったとき。

（4）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（5）実支出額が補助対象経費に比べて減少したとき。

（6）その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したとき。

2 前項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取り消しを行ったときは、速やかにその旨を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において当該取り消した部分に関し既に補助金が交付されているとき、又は補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の規定による返還の命令に係る交付決定の取り消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助対象者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 補助対象者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面並びに補助金の交付の目的を達成するためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 20 条 市長は、補助対象者が整備した農業用ハウスについて、補助金の交付の目的及び当該農業用ハウスの耐用年数（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）第 1 条第 1 項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。)) を勘案して処分の制限期間（以下「処分制限期間」という。）を別表 2 に定めるものとする。

2 補助対象者は、農業用ハウスの管理状況を明確にするため財産管理台帳（様式第 6 号）を備えおくものとする。

3 補助対象者は、処分制限期間中、財産管理台帳に従って適正に財産を管理しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第 21 条 補助対象者は、当該時補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これらを整理しておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の帳簿及び書類を当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から農業用ハウスに係る処分制限期間の終了時まで保存しなければならない。ただし、当該期間が 5 年未満の場合は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保存しなければならない。

(財産の処分制限)

第 22 条 補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の制限を受けるものとし、処分制限期間内に、処分、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 23 条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、農政部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 3 月 10 日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 17 条から第 22 条までの規定については同日以降もなおその効力を有する。

様 式

1 事業計画書（様式第 1 号）

誓約書（様式第 1-1 号）

2 補助金交付申請書（様式第 2 号）

消費税及び地方消費税免税事業者申出書（様式第 2-1 号）

収支予算書（様式第 2-2 号）

3 事業計画変更承認申請書（様式第 3 号）

4 実績報告書（様式第 4 号）

収支決算書（様式第 4-1 号）

振込口座届出書（様式第 4-2 号）

5 消費税仕入控除税額報告書（様式第 5 号）

6 財産管理台帳（様式第6号）